

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案要綱（抄）

第二 農業委員会等に関する法律の一部改正

一 目的規定の改正

この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（第一条関係）

二 農業委員会の事務の重点化

（一） 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行うものとし、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないものとする。

（第六条第二項、第三項、第七条第一項関係）

（二） 農業及び農民に関する事項についての意見公表、他の行政庁への建議等は規定しないものとする。

と。

(第六条第三項関係)

(三) 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする。 (第三十八条関係)

三 農業委員の選出方法の変更

(一) 農業委員の公選制は廃止し、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命するものとする。 (第八条第一項関係)

(二) 市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、

また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

(第九条関係)

(三) 市町村長は、農業委員の任命に当たっては、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないものとする。同時に、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないものとする。

(第八条第五項及び第六項関係)

(四) 市町村長は、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。

(第八条第七項関係)

(五) この法律の施行の際現に在任する農業委員については、その任期満了の日までの間、従前の例により在任するものとするなど、所要の経過措置を設けること。

(附則第二十九条第二項等関係)

四 農地利用最適化推進委員

(一) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないものとする。ただし、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること

などを考慮して政令で定める基準に該当する市町村等の農業委員会は委嘱しないことができるものとする。

(第十七条第一項関係)

(二) 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に従って、農業委員会が定める区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うものとする。

(第十七条第二項から第四項まで関係)

(三) 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、また、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

(第十九条関係)

(四) 推進委員は、農業委員と兼ねることができないものとする。

(第十八条第五項関係)

(五) 農業委員会の総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができるものとし、また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会に出席して意見を述べることができるものとする。

(第二十九条関係)

(六) 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かなければならないものとする。こと。
(第七条第二項関係)

(七) 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないものとする。こと。
(第十七条第五項関係)

(八) 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況等を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めるものとする。こと。
(第十八条第二項関係)

五 農業委員会の事務局の強化

農業委員会は、専任の職員の配置及び養成等の措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならないものとする。こと。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めるものとする。こと。
(第二十六条第五項関係)

六 農業委員会の情報の公表

農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農業委員会の事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないものとする事。 (第三十七条関係)

七 農業委員会ネットワーク機構

(一) 農林水産大臣又は都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて(二)の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構(以下「機構」という。)として指定することができるものとし、機構に関し、業務規程、事業計画、監督等所要の規定の整備を行うものとする事。

(第四十二条及び第四十四条から第五十二条まで関係)

(二) 機構は、農業委員会相互の連絡調整、事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組の公表、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援、法人化の支援、農業の担い手の組織化及び組織の運営の支援等を行うものとする事。 (第四十三条関係)

(三) 機構は、その業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推

進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならぬものとし、関係行政機関は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の実施等に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないものとする事。

(第五十三条関係)

(四) 地方公共団体等は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとする事。

(第五十四条関係)

(五) 都道府県農業会議又は全国農業会議所は、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けて円滑に機構に移行できるものとする事。

(附則第三十一条から第四十条まで関係)

第三 農地法の一部改正

一 農地を所有できる法人の要件の緩和

- (一) 農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改める事。
(第二條第三項関係)
- (二) 農業者以外の構成員の有する議決権等の要件に関し、総株主の議決権等の二分の一未満まで認める

ものとする。

(第二条第三項第二号関係)

(三) 法人の理事等の農作業従事要件に関し、その法人の理事等及び農林水産省令で定める使用人のうち

一人以上が農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すれば足りるものとする。

(第二条第三項第四号関係)

二 農地転用

(一) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、違反転用に対する命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができるものとする。

(第五十二条の四関係)

(二) 都道府県知事等の農地転用の許可に際しては、農業委員会は都道府県知事等に意見を送付することとし、農業委員会は、三十アールを超える農地について意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならないものとする。

(第四条及び第五条関係)

三 その他

農業委員会に対して利用状況調査その他遊休農地に関する適切な措置を講ずべきことを求めることが

できる者として、農地中間管理機構を追加すること。

(第三十一条第一項関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の六の(三)及び(四)並びに第二の七の(五)に係る規定については、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 四 (略)